

枚方市 下水道ビジョン 2022

(案)

令和4(2022)年3月
枚方市上下水道局

枚方市下水道ビジョン 2022

1. 現状と策定の趣旨	・・・1
(1)枚方市下水道事業の概要	・・・1
(2)下水道事業を取り巻く環境の変化	・・・2
(3)策定の趣旨と位置づけ	・・・4
2. 基本理念	・・・5
3. 基本方向と理想像と取り組みの方向性	・・・6
(1)基本方向と理想像	・・・6
(2)理想像の実現に向けて	・・・7
(3)理想像と取り組みの方向性	・・・8
4. ビジョンの推進と見直し	・・・11
(1)「ビジョン2022」の推進(評価)	・・・11
(2)「ビジョン2022」の見直し	・・・11
◆用語解説	・・・12
◆SDGs との関係	・・・17

*を付した用語は、巻末の「用語解説」で解説していますので、ご参照ください。

1. 現状と策定の趣旨

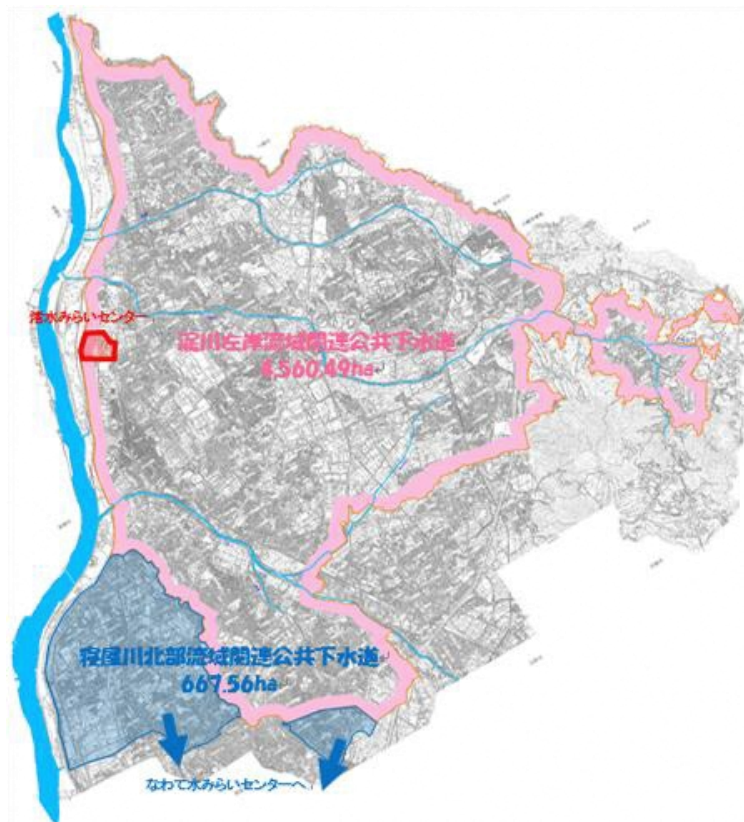
(1) 枚方市下水道事業の概要

枚方市は地理的に大阪と京都の中間に位置し、東に緑豊かな生駒山系の山々があり、西には琵琶湖を主な水源とする淀川が流れています。

本市の下水道*は地形上、近隣市と一体で整備を行うほうが効率的であることから、「淀川左岸流域下水道*」と「寝屋川北部流域下水道」に分かれており、汚水*の大きな幹線*や下水処理場*は大阪府が建設と維持管理*を行っています。本市は、流域下水道に接続する流域関連公共下水道*として、市域全体の約8割を下水道計画区域として、汚水や雨水*の施設を整備し、維持管理しています。

汚水整備*は、昭和33(1958)年の日本住宅公団*香里団地の整備に伴い建設された香里処理場の運転開始に始まり、平成元(1989)年、流域下水道として大阪府が運営する渚処理場(現在の渚水みらいセンター*)の運転開始に向けて整備を加速させ、その後も積極的に整備を進めてきた結果、平成30(2018)年度末に住居系地域*の汚水整備が概成*しました。

雨水整備*については、幹線やポンプ場*といった基幹施設を中心に整備を進めており、近年は、浸水被害の軽減などを目的とした事業にも取り組んでいます。



下水道計画区域

(2) 下水道事業を取り巻く環境の変化

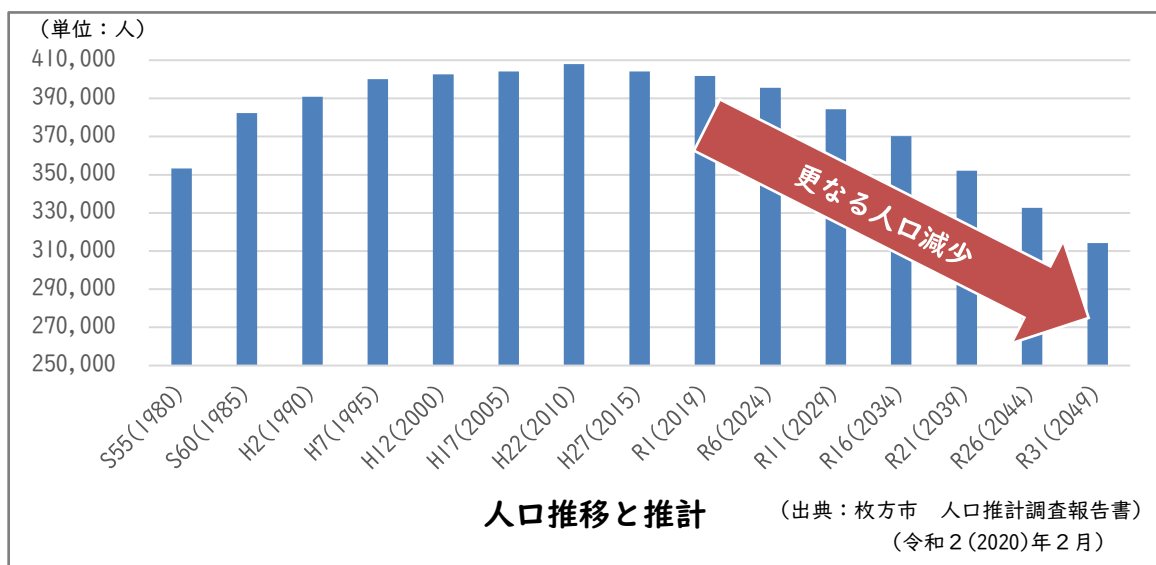
これまで、平成 25(2013)年に策定した「枚方市上下水道ビジョン」に基づき、下水道事業の経営の健全化に向けた取り組みや、下水道施設の整備を進めてきました。しかしながら、今後も人口減少などによる使用料収入の減少が見込まれる中、下水道施設の老朽化が進みつつあることから、適切な維持管理や改築*・修繕*などの老朽化対策が課題となっており、本格的な維持管理の時代への移行が求められています。

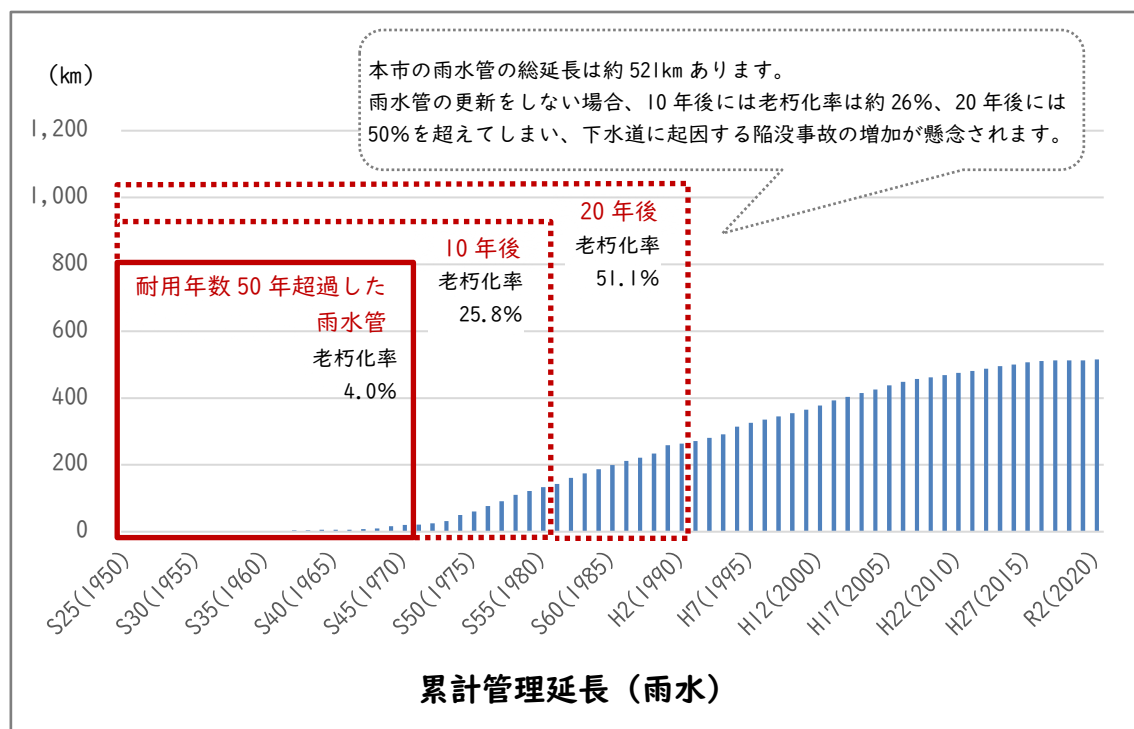
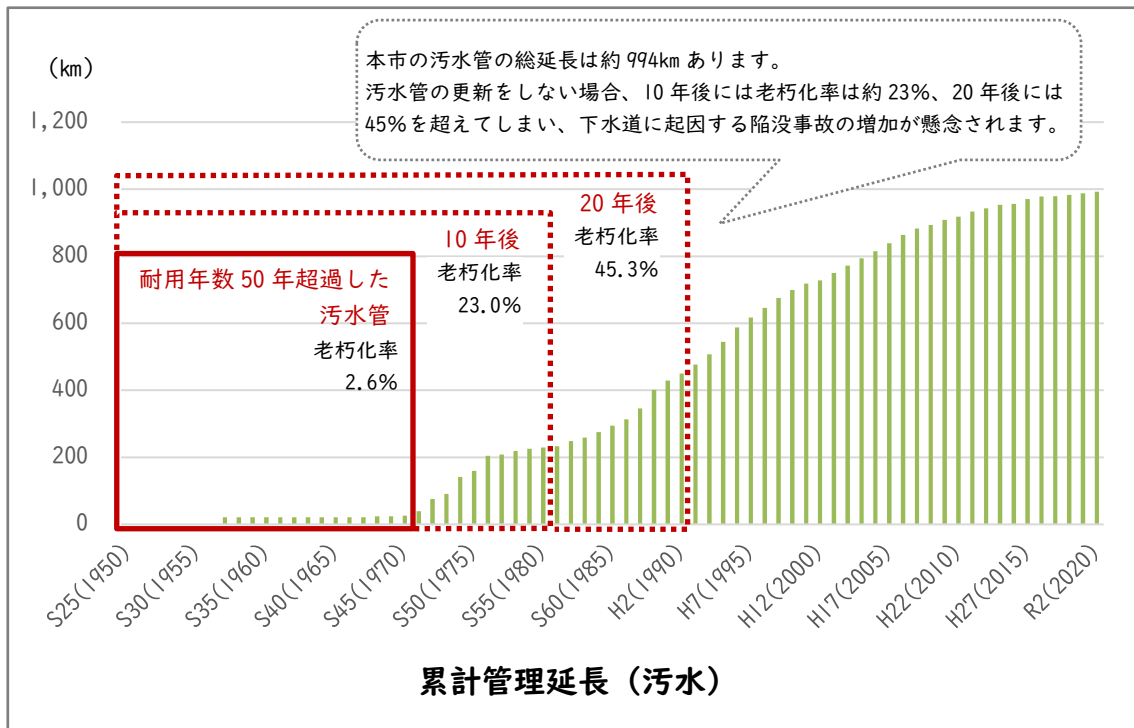
また、平成 30(2018)年には、大阪北部地震や台風 21 号などの大規模な自然災害が発生し、下水道施設の耐震化*や耐水化*の重要性が改めて浮き彫りとなりました。

国(国土交通省)においては、平成 26(2014)年 7 月に「新下水道ビジョン*」、平成 29(2017)年 8 月には「新下水道ビジョン加速戦略*」を策定しました。「新下水道ビジョン」では、国内外の社会経済情勢の変化等を踏まえ、下水道の使命、長期ビジョン及び長期ビジョンを実現するための具体的な施策を示しました。また、「新下水道ビジョン加速戦略」では、新下水道ビジョンの実現加速のため、社会情勢等を踏まえ、選択と集中により国が 5 年程度で実施すべき 8 つの重点項目及び基本的な施策をとりまとめています。

また、平成 27(2015)年 5 月の下水道法*改正では、下水道の計画的な維持管理を推進するため、維持修繕基準*が創設されるとともに、広域的な連携による下水道の管理の効率化について示され、令和 3(2021)年には流域治水の実効性を高めるため、下水道法の改正が行われました。

他にも、平成 27(2015)年 9 月に国連サミットで採択された SDGs(Sustainable Development Goals) *や平成 28(2016)年 1 月に閣議決定された科学技術基本計画における Society5.0*、令和 2(2020)年 2 月の枚方市長による「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言*」など、下水道事業を取り巻く環境は大きく変化しています。

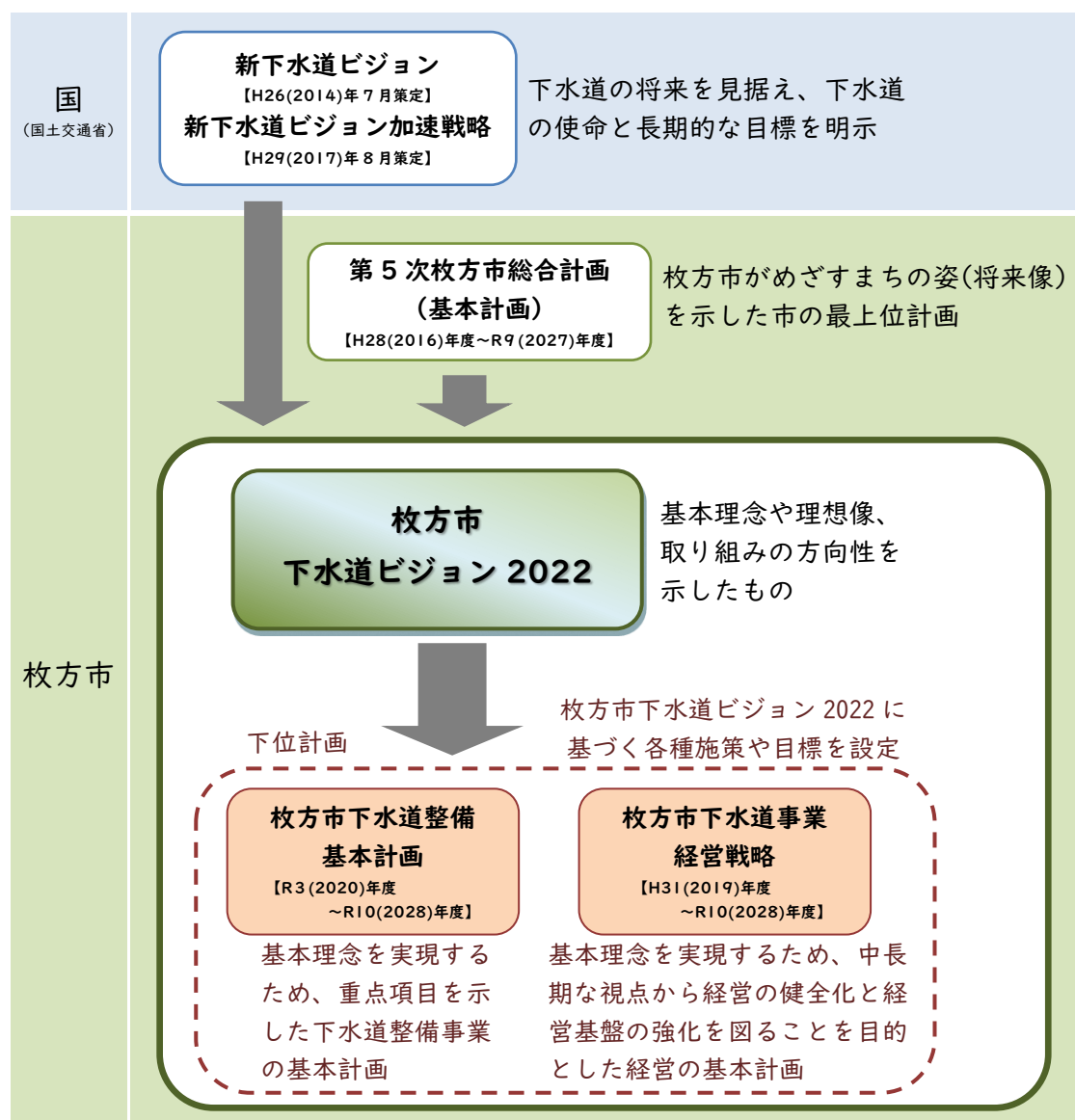




(3) 策定の趣旨と位置づけ

こうした状況を踏まえ、本市を取り巻く環境の変化や新たな課題に的確に対応しながら、次世代に安心して引き継いでいける下水道施設や健全な事業経営を継続するため、今後の枚方市における下水道事業の基本理念や理想像、取り組みの方向性を示す「枚方市下水道ビジョン2022」（以下、「ビジョン2022」）を策定しました。

「ビジョン2022」は、これまでの「枚方市上下水道ビジョン」の基本的な考え方を継承しつつ、関係する法令改正や国のビジョン改定などに迅速かつ柔軟に対応できるよう、水道と下水道を分けてとりまとめ、「枚方市総合計画*」（市の最上位計画）と整合性を図っています。また、「ビジョン2022」のもと、「枚方市下水道整備基本計画*」や「枚方市下水道事業経営戦略*」により投資と経営の計画を定めています。



2. 基本理念

本市の下水道事業を取り巻く様々な環境の変化に対応するため、これまでの「枚方市上下水道ビジョン」の基本的な考え方を継承しつつ、下水道による水環境の循環を将来にわたり持続することを目標に、「ビジョン 2022」の基本理念を新たに「未来につなぐ 枚方の下水道」と掲げます。

「枚方市上下水道ビジョン」平成 25(2013)年策定

下水道の役割

- ①水環境の保全
- ②快適な生活環境の創造
- ③安全・安心な市民生活の確保

下水道の事業環境の変化や課題

- ・人口や使用料収入の減少
- ・下水道施設の老朽化
- ・下水道施設の耐震化・耐水化
- ・予測される大地震等の自然災害への危機管理対策
- ・下水道事業を担う人材の確保と技術継承の問題

平成29(2017)年の下水道法改正

- ・下水道の計画的な維持管理を推進するために維持修繕基準を創設
- ・広域的な連携による下水道の管理の効率化

令和 3 (2021)年の下水道法改正

- ・下水道における浸水対策の強化

これまでの「枚方市上下水道ビジョン」の考え方を継承し、
下水道事業による「循環」を未来に「持続」していく

基本理念

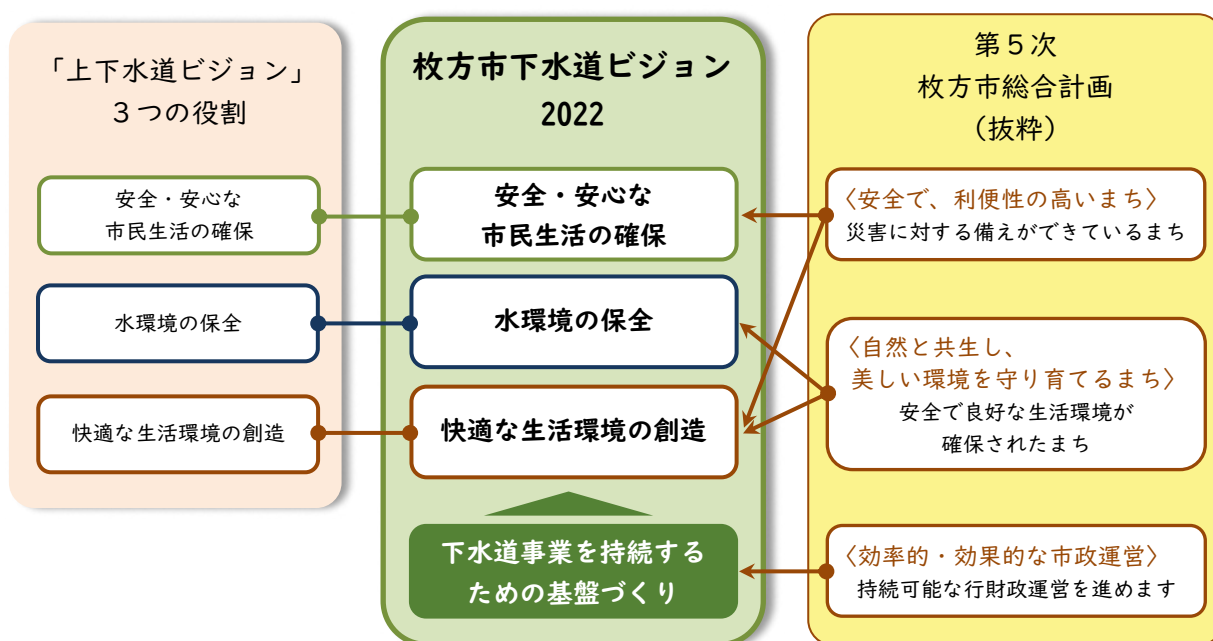
未来につなぐ 枚方の下水道

3. 基本方向と理想像と 取り組みの方向性

(1) 基本方向と理想像

基本理念を実現するために果たすべき下水道の役割は「枚方市上下水道ビジョン」から継承し、「安全・安心な市民生活の確保」、「水環境の保全」、「快適な生活環境の創造」とし、この3つの役割を果たすとともに、将来にわたって下水道事業を持続するための基盤をつくることを下水道事業における「基本方向」とします。

また、この基本方向をもとに、将来にわたる本市の下水道の理想像と取り組みの方向性を掲げます。



※主な関係を示しています。

【枚方の下水道の理想像】

・いつもそこにある下水道

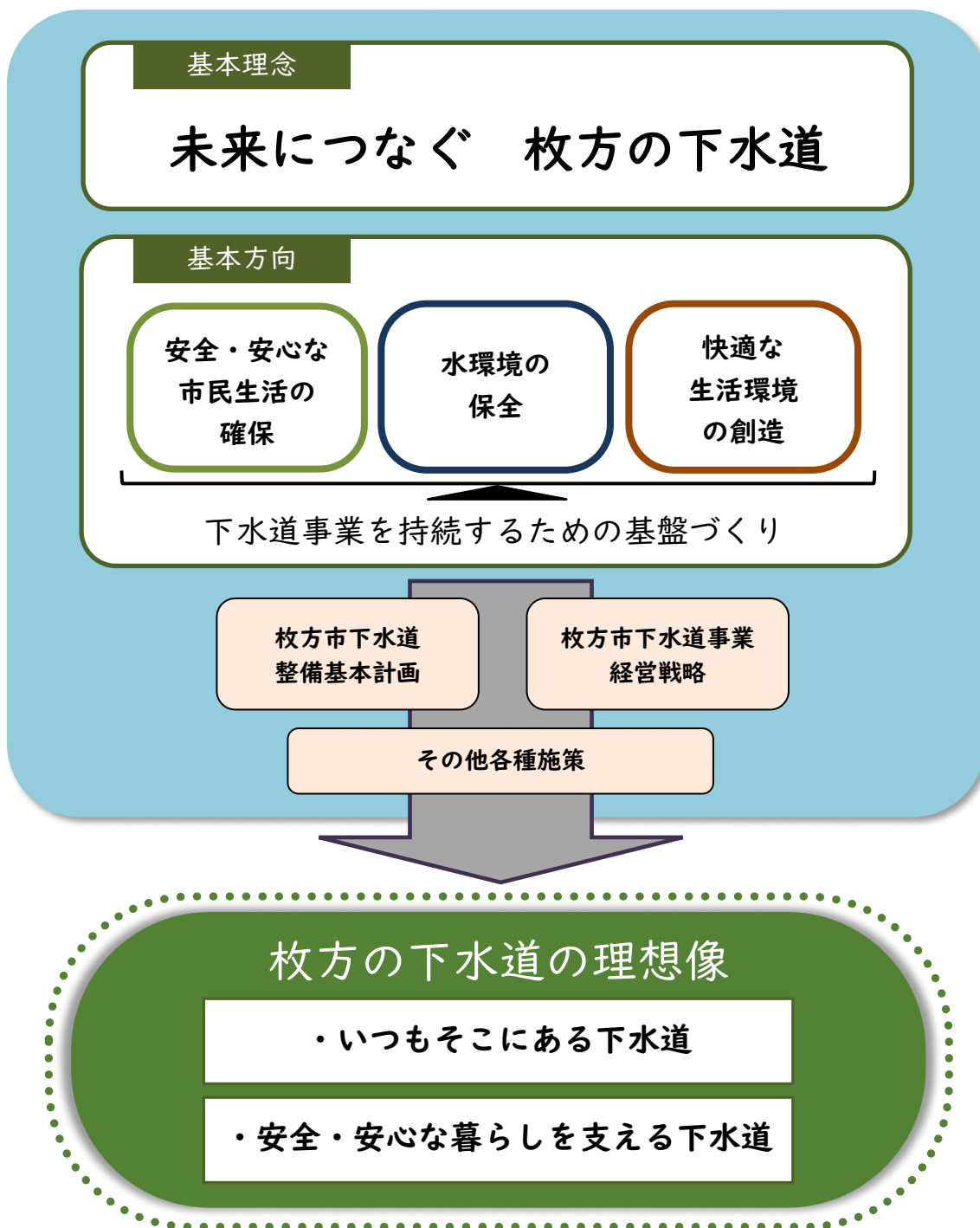
- 下水道が十分に普及し、河川などの水質が保全されています。
- 施設の老朽化対策などが進み、常に機能が維持されています。
- 公営企業*として経済性を発揮しつつ、持続的に事業を行っています。

・安全・安心な暮らしを支える下水道

- 雨水整備が進捗し、浸水のないまちになっています。
- 集中豪雨*に対しても強靱性を持ち、災害に強いまちになっています。

(2)理想像の実現に向けて

基本理念である「未来につなぐ 枚方の下水道」のもと、3つの役割を果たすとともに、将来にわたって下水道事業を持続するための基盤をつくる、という基本方向に基づき、「取り組みの方向性」を設定し、各種の計画や施策を推進することにより、枚方の下水道の理想像を実現します。



(3) 理想像と取り組みの方向性

3つの下水道の役割と持続のための基盤整備の基本方向に基づき、理想像の実現に向けた、具体的な取り組みの方向性を示します。

理想像 ・いつもそこにある下水道
・安全・安心な暮らしを支える下水道

安全・安心な市民生活の確保

【取り組みの方向性】

<下水道施設の改築・修繕>

下水道施設の老朽化による道路陥没や排水不良など、市民生活へ重大な影響を及ぼさないよう、維持修繕基準に基づき日常的な維持管理及び、計画的な下水道施設の点検*・調査*や改築・修繕などの老朽化対策を進めます。また、雨天時浸入水*などを原因とする降雨時の汚水量増加の問題について、その対策に取り組みます。

<下水道施設の耐震化>

地震時も下水道の機能が確保できるよう、被災による影響が大きい緊急輸送路*などに埋設されている管渠*や軌道・河川を横断している管渠及びポンプ場などの重要な施設から計画的に耐震化を進めます。

<浸水被害の軽減>

計画降雨*に対応する雨水整備を進めるとともに、近年の気候変動等に伴う降雨の集中化・激甚化を要因とした内水*の氾濫による浸水被害からまちを守るため、計画降雨を超える集中豪雨や局所的な浸水*に対して、地域の特性を踏まえた浸水対策や雨水流出抑制施設*の設置などを進めます。

水環境の保全

【取り組みの方向性】

<環境負荷の低減>

本市の下水道は整備当初から汚水の処理と雨水の排除というそれぞれの目的に沿った分流式*を採用しており、今後も、合流式*よりも環境にやさしい分流式下水道により整備を行います。

<適正処理の推進>

生活排水*の適正処理を推進するため、水洗化*義務期限内の水洗化に向けて取り組むとともに、期限を超過した家屋に対しては下水道の使用に向けた指導勧告を進めます。

快適な生活環境の創造

【取り組みの方向性】

<汚水整備>

住居系地域の汚水整備は概成しましたが、引き続き市内に点在する未整備地区について汚水の整備を進めていくことにより、公衆衛生*を向上させ、快適な生活環境を創造します。

<雨水整備>

人命や財産を守り、交通などの都市機能を確保するため、計画降雨に対応する雨水整備を進め、安心して生活できる環境を創造します。

下水道事業を持続するための基盤づくり

【取り組みの方向性】

<財政基盤の強化>

- 下水道事業を効率的かつ継続的に提供するため、将来予測に基づいた投資計画や財政計画を適切にマネジメントすることで、経営の健全化と経営基盤の強化に取り組みます。
- 将来の使用水量の減少を見据えた使用料体系を実現し、健全かつ持続可能な事業運営を行うため、総括原価*に基づく使用料制度の構築に向けた見直しを定期的を実施します。
- 下水道サービスの提供にあたっては、社会環境の変化により多様化するお客さまニーズを的確に把握するとともに、サービス提供コストが下水道使用料に与える影響を考慮し、判断していきます。
- 汚水事業の新規整備にあたっては、事業効果を含めて慎重に判断しながら実施します。
- 下水処理水*の再利用については、事業手法や費用対効果も含めて検討し、事業のあり方を見直します。

<運営基盤の強化>

- 維持管理の時代に適した人（人材）・モノ（施設）・カネ（財源）が一体となったアセットマネジメント*や、適切な被害想定にもとづく防災・減災を推進するという考え方の下、ハード・ソフト対策を組み合わせた非常時のクライシスマネジメント*などを確立していきます。
- 今までの考え方や取り組みにとらわれない業務の再編や執行の効率化等、検証や見直しによる経費の抑制を行い、持続可能な事業運営に取り組みます。
- 人材育成や技術継承はもとより、組織力強化のために業務に精通する専門性の高い職員を適切に配置できる体制を継続します。
- 公民連携*、広域化・共同化*などの新たな手法に取り組みます。

<積極的な広報活動>

- 下水道に関する取り組みや経営状況について情報発信を行い、積極的な広報活動に取り組みます。

<環境対策と社会目標の実現>

- 「SDGs」、「Society5.0」、「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」などの社会目標の実現に向けて、下水道事業を通じて持続可能な社会をめざします。

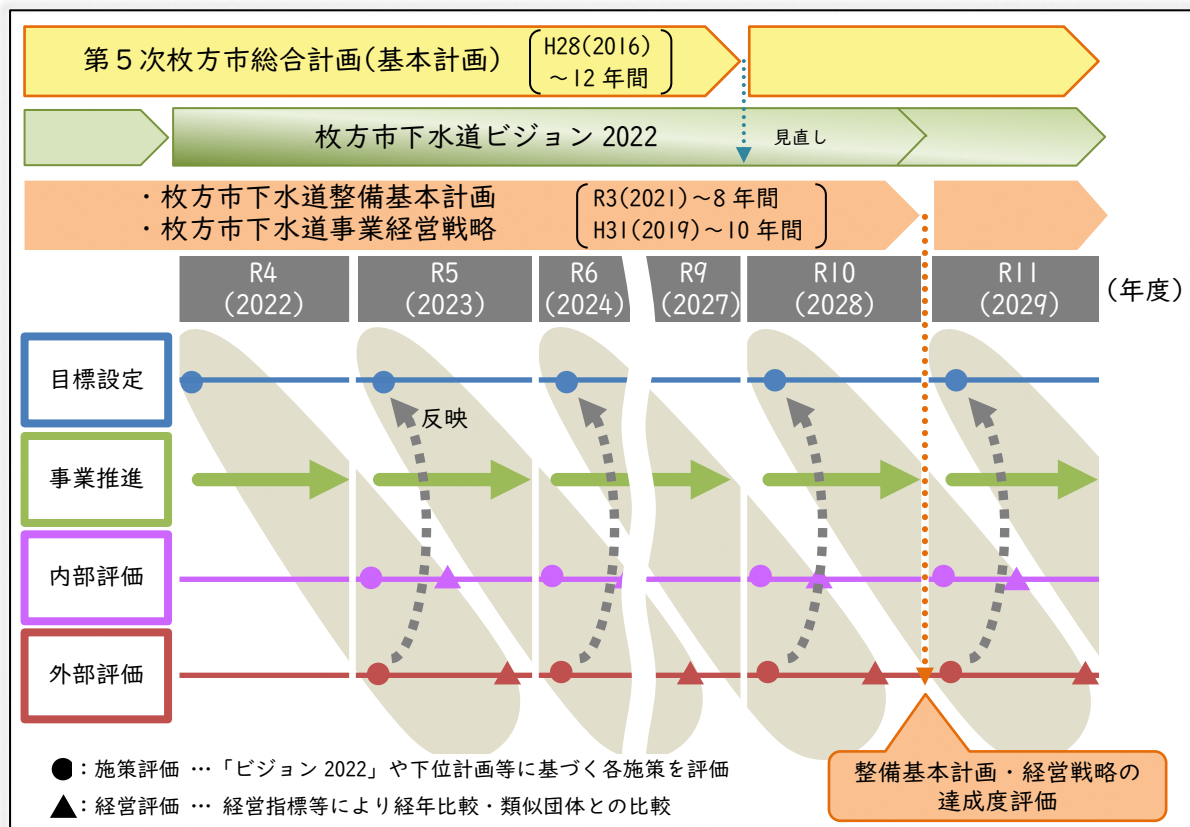
4. ビジョンの推進と見直し

(1) 「ビジョン2022」の推進（評価）

評価については、「ビジョン2022」や「枚方市下水道整備基本計画」、「枚方市下水道事業経営戦略」に記載している項目や各種施策について、年度当初に、当年度の目標設定・前年度の実績報告とその評価(内部評価)を行います。(経営評価は決算認定後。)

その後、内部評価に対して、枚方市上下水道事業経営審議会*が専門的・客観的な立場から、意見や提案・評価を行います(外部評価)。

これら目標設定から外部評価までを繰り返すことによって、「ビジョン2022」に掲げる基本理念のもと理想像の実現をめざします。



(2) 「ビジョン2022」の見直し

下水道事業を取り巻く社会環境は日々変化しており、そのような中で理想像を実現するためには、常に経営環境や状況の変化を注視し、必要な場合は迅速に対応する必要があります。

見直しについては、総合計画の改定に合わせて定期的を実施するとともに、下水道関連法令の改正や国のビジョン改定などに合わせて行い、健全な下水道事業をめざします。

◆用語解説 (50音順)

あ行

用語	解説
アセットマネジメント	施設の更新等を計画的に実行し、持続可能な下水道事業を実現していくために、長期的な視点に立ち、施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に施設を管理運営することを組織的に実践する活動のこと。
維持管理 いじかんり	巡視・点検・調査、清掃、修繕など、下水道の機能を保持するための行為（改築は含まない）。
維持修繕基準 いじしゅうぜんきじゅん	下水道法第7条の2第2項で、下水道管理者の責務を達成するため、維持修繕に関して具体的に必要となる技術上の基準として、政令（下水道法施行令第5条の12）で定められている基準のこと。具体的には、点検や清掃等を行うこと、腐食の恐れの大い管渠について5年に1回以上の頻度で点検すること、異状が判明したときには必要な措置を講ずることが定められている。
雨水 うすい	天から降った雨や雪などの集まりのこと。
雨水整備 うすいせいび	雨水に関する下水道施設を整備すること。
雨水流出抑制施設 うすいりゅうしゅつよくせいしせつ	雨水を一時的に貯留したり、地中に浸透させる機能を有する施設のこと。
雨天時浸入水 うてんじしんにゅうすい	雨天時に、汚水を処理する下水処理場に流入した雨水のこと。雨天時の地下水位の上昇や、施設の老朽化による浸入水、誤接続などが主な原因とされている。
SDGs えすていーじーず	持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。
汚水 おすい	家庭や会社、工場などから排出される汚れた水のこと。
汚水整備 おすいせいび	汚水に関する下水道施設を整備すること。

か行

用語	解説
概成 がいせい	概ね整備が完了すること。汚水整備において、国の基準では処理人口普及率95%以上としている。本市では住居系地域の汚水整備が概ね完了することとしており、平成30(2018)年度末に概成を迎えた。
改築 かいちく	更新または長寿命化対策（既存の施設を活かしながら部分的に新しくすること）により、所定の耐用年数を新たに確保すること。
管渠 かんきよ	排水管又は排水渠のこと。一般的に「下水管」と呼ばれる。
幹線 かんせん	下水道施設の骨格をなす管渠のこと。

用語	解説
かんみんれんけい 官民連携	官民連携（PPP：Public Private Partnership）とは、これまでの行政主体による公共サービスを、誰が最も有効的で効率的なサービスの担い手になり得るのかという観点から、行政と多様な構成主体との連携により提供していく考え方であり、民間委託、PFI（Private Finance Initiative）、指定管理者制度、民営化などを含めた手法の総称。民間企業と連携し、民間の持つノウハウ・技術を活用することで、行政サービスの向上などを図ろうとする考え方。
かんろ しせつ 管路（施設）	管渠、マンホール、ます、取付管、貯留施設などの総称。
きんきゆうゆそうろ 緊急輸送路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを直結する幹線的な道路のこと。
クライシスマネジメント	事業継続や組織自体の存在を脅かすような危機的状況に直面した際に、組織的に被害を最小限に抑えるために行う一連の活動及び対処法をいう。国の「新下水道ビジョン」においては、非常時の危機管理行動のみならず、これらの行動を決定する上で重要な要素となるハード対策を含めた概念としている。
けいさんせんりやく 経営戦略	投資の合理化や経営の効率化を前提とした、中長期の経営の基本計画。本市では平成31(2019)年3月に策定。計画期間は10年で5年ごとに見直すこととしている。
けいかくこうう 計画降雨	下水道の施設計画に用いる降雨量のこと。降雨量は確率計算により求める方法が一般的である。本市の計画降雨は10年確率降雨（54.4mm/h）となっている。
げすい 下水	汚水もしくは雨水、又は両方を合わせたもの。
げすいしよりにじょう 下水処理場	汚水を最終的に処理して河川や海に放流するために設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。大阪府では平成18(2006)年度より名称を『水みらいセンター』としている。
げすいしよりにすい 下水処理水	下水処理場で処理された後の水のこと。 再生水や中水とも呼ばれる。
げすいどう しせつ 下水道（施設）	下水を流すために設けられる管路施設、下水処理場、ポンプ場施設、貯留施設、その他の施設をまとめたもの。
げすいどうほう 下水道法	明治33(1900)年に制定された旧下水道法の抜本的改正により昭和33(1958)年に制定された法律。当初は「都市環境の改善を図り、もって都市の健全な発達と公衆衛生の向上に寄与する」ことを目的としていたが、昭和45(1970)年の改正で「公共用水域の水質の保全に資する」という一項が加えられた。
こういしか きょうどうか 広域化・共同化	執行体制の確保や経営改善により良好な事業運営を継続するための手法のひとつ。
こうえいきぎょう 公営企業	地方公共団体が経営する企業のこと。
こうしゆうえいせい 公衆衛生	国民の健康を保持、増進させるため、公私の保健機関や地域・職域組織によって営まれる組織的な衛生活動のこと。

用語	解説
こうみんれんけい 公民連携	→官民連携のこと。枚方市では公民連携としている。
ごうりゅうしき げすいどう 合流式（下水道）	汚水と雨水を同一の管路に集めて流す下水道のこと。降雨時に処理能力以上の水量が下水処理場に流入することを防ぐため、雨水吐から希釈された下水の一部を河川等に直接放流する構造になっており、水質汚濁防止の観点から昭和45(1970)年の下水道法改正以降は、原則として分流式で整備することとなっている。

さ行

用語	解説
じゅうきよけいちいき 住居系地域	主に住宅を建てる土地利用が想定されている地域のこと。 都市計画法に基づき、住居系の用途が指定されている地域のこと。
しゅうぜん 修繕	老朽化した施設の故障や損傷に対して、機能を維持させるために行われる対応のこと。
しゅうちゅうごうう 集中豪雨	限られた地域に対して、多量の雨が降ること。
しよりにじょう 処理場	→下水処理場
しんげすいどう 新下水道ビジョン	国（国土交通省）が平成26(2014)年7月に策定した計画。 平成17(2005)年9月に策定された下水道ビジョン2100から、国内外の社会経済情勢の変化を踏まえ、下水道の使命、長期ビジョン、長期ビジョンを実現するための中期計画を提示している。
しんげすいどう 新下水道ビジョン かそくせんりやく 加速戦略	平成29(2017)年8月にされた新下水道ビジョンの実現加速の観点から国が選択と集中により5年程度で実施すべき施策をとりまとめたもの。
すいせんか 水洗化	狭義では、生活排水を直接、下水道に接続して排水すること。 広義では、下水道や浄化槽などによりし尿が処理可能な状態で、水洗トイレにしていること。
せいかつはいすい 生活排水	トイレ、炊事、洗濯、入浴など、人の生活に伴い排出される水のこと。
そうかつげんか 総括原価	下水道事業を継続するために必要となる経費のことで、一定の使用料算定期間を設定し算定する。 算定にあたっては、これらの経費が必要最小限となるような企業努力を行うことが前提となっており、その内訳は、下水道施設で必要な電気代などにかかる経費、下水道施設・管路等の維持管理や今後の更新にかかる経費などで構成される。
そうごうけいかく 総合計画	市のめざすべき将来像を示し、長期的な視点に立って計画的に市政を運営していくための市の最上位計画。本市では、平成28(2016)年3月に第5次枚方市総合計画を策定した。

用語	解説
そさえてい Society5.0	サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）のこと。 狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を目指すもので、第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

た行

用語	解説
たいしんか 耐震化	強い地震でも下水道施設・管路が倒壊、損壊しないように補強すること。
たいすいか 耐水化	下水道施設において、構造物本体の補強、開口部の閉塞及び外構施設の補強等により、水が浸入しない状態にすること。設備の浸水しない高所への移設等も含む。
ちようさ 調査	下水道施設の状態を評価・予測するために、管路施設は管路内部からの目視やテレビカメラなど、施設・設備は目視や測定装置などにより、劣化の実態などの詳細を確認すること。
てんけん 点検	下水道施設の状態を把握するために、管路施設はマンホール内部からの目視や管口カメラなどにより、施設・設備は、目視や測定装置などにより、異常の有無を確認すること。

な行

用語	解説
ないすい 内水	集中豪雨などにおいて、下水道の能力を超えたことにより雨水を流すことができないこと、又は、河川などに雨水を流すことができないことによつて生じる出水のこと。
ねんにさんかたんそ 2050年二酸化炭素 はいしゅつりようじつせつ 排出量実質ゼロ宣言	国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の特別報告書において「気温上昇を2℃よりリスクが低い1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることが必要」と報告されており、その実現に向けて、市民・市民団体、事業者と気候変動に対する危機感を共有し、市が先頭に立って、取り組む決意を示すために行った宣言のこと。
にほんじゆうたくこうだん 日本住宅公団	日本住宅公団法により設置されていた特殊法人。 既に解散しているが、業務は独立行政法人都市再生機構（UR）へ引き継がれている。

は行

用語	解説
ひらかたしげすいどうせいび 枚方市下水道整備 きほんけいかく 基本計画	本市の下水道整備事業における基本的な考え方を示した計画。本市では令和2(2020)年3月に策定。「枚方市下水道事業経営戦略」とともに、ビジョンの下位計画として位置付けしている。

用語	解説
ひらかたしじょうげすいどうじぎょう 枚方市上下水道事業 けいゐいしんぎかい 経営審議会	地方公営企業法(昭和27(1952)年法律第292号)第14条の規定に基づき設置している上下水道事業管理者の附属機関。上下水道事業の経営及び事業の計画や評価を調査審議するために設置しており、学識経験者と水道及び下水道の使用者等の代表者の計11名以内で構成している。
ぶんりゅうしき げすいどう 分流式(下水道)	汚水と雨水を別々の管路で流す下水道のこと。汚水だけが下水処理場へ流入し、雨水はそのまま河川等に放流する。公共用水域の水質汚濁防止の観点から昭和45(1970)年の下水道法改正以降は、原則として分流式で整備することとなっている。
ポンプ場(施設)	集められた汚水を下水処理場に送水する、または雨水を河川などに放流する機能を持つ施設のこと。



























ま行

用語	解説
みず 水みらいセンター	げすいしよりにじょう →下水処理場

ら行

用語	解説
りゅういきかんれんこうきょうげすいどう 流域関連公共下水道	市町村が主体となり、流域下水道に接続し、処理場を持たない下水道のこと。
りゅういきげすいどう 流域下水道	二以上の市町村の区域における下水を排除するために都道府県などが設置する、処理場のある下水道のこと。

◆SDGs との関係

基本理念	理想像	基本方向	取り組みの方向性	SDGs との関係
未来につなぐ 枚方の下水道	<ul style="list-style-type: none"> 安心・安全な暮らしを支える下水道 いつもそこにある下水道 	安全・安心な市民生活の確保	<下水道施設の改築・修繕> <下水道施設の耐震化> <浸水被害の軽減>	    
		水環境の保全	<環境負荷の低減> <適正処理の推進>	      
		快適な生活環境の創造	<汚水整備> <雨水整備>	   
		下水道事業を持続するための基盤づくり	<財政基盤の強化> <運営基盤の強化> <積極的な広報活動> <環境対策と社会目標の実現>	           

発行年月 令和4(2022)年 3月

発行 枚方市上下水道局

〒573-1030

大阪府枚方市中宮北町 20 番 3 号

TEL 072-848-4199(代表)

FAX 072-848-6508

編集 経営戦略室

枚方市上下水道局

